

原発避難者

# 住宅裁判

## 懇親会・相談会



今の所に住み続けるしかない！  
お茶を飲みながら、交流しませんか？

日時

2017年**4月28日** (金)  
18時30分～20時30分

場所

**豊洲文化センター**  
第1研修室

■住所

東京都江東区豊洲2-2-18

豊洲シビックセンター8階

■アクセス

- ◆新交通ゆりかもめ「豊洲駅」より徒歩1分
- ◆東京メトロ有楽町線「豊洲駅」7番出口より徒歩2分

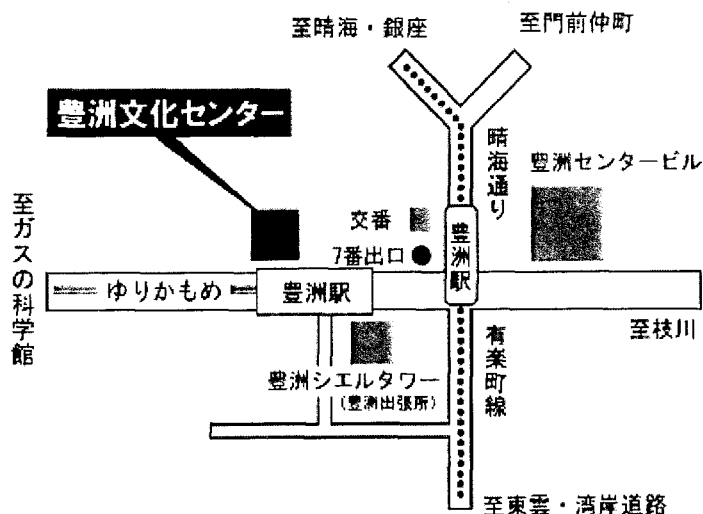
福島原発事故区域外避難者への唯一の支えであった住宅無償提供が3月31日に打ち切られました。

原発事故の被害者である避難者に公的住宅を保障せず、強制的に立ち退かせるのは、生存権・居住権（憲法25条、22条）、避難の権利（子ども被災者支援法）を侵害する違憲・違法な不当処分です。

『今のところに住み続けるしかない』方は、プレッシャーもあり、不安な毎日だと思います。

同じ立場の避難者がつどい、不安な思いや現状を交流しませんか？

- 理由のいかんに関わらず、引っ越しできない方、今の所に住み続けるしかない方は、正式な行政手続きをとっていきましょう。
- 東京都・福島県に『一時使用許可申請書』を提出し、住み続ける意思を表明しましょう。



一人で対応せず、弁護士が対応します

『一時使用許可申請書』送付先

〒105-003

東京都港区西新橋1-9-8

南佐久間町ビル2階

むさん法律事務所 気付 大口昭彦 弁護士

参加費無料・申込不要。当日、直接会場にお越し下さい。

原発避難者住宅裁判を準備する会 (連絡先) 070-4388-2608

■お困りのことがあれば、  
お気軽に連絡して下さい

カン振込先

氏名 原発避難者住宅裁判を準備する会

振込口座 ゆうちょ銀行 記号:10120 番号:51890061

他金融機関お振込み 店番:018 預金種目 普通 口座番号 5189006